

人保険のモラルハザード-不正請求へのアプローチ-

香川大学経済学部

安井 敏晃

はじめに

保険金詐取など保険の不正利用は、保険制度につきまとう宿痾のような存在である。比較的少額の保険料を拠出することで、多額の保険金が給付されることから、保険の不正利用は後をたたない。直近の事例でも、新型コロナウイルスの蔓延による混乱の中、医療保険の入院給付金について、不正請求が疑われている。もとよりこのような不正は道義的に許されないだけでなく、保険制度自体を崩壊させるため、厳しく対処する必要がある。

1. 伝統的な見解

さて、伝統的な保険論においてこのような不正は、モラル・ハザードの作用として取り上げられてきた。その際、このハザードはモラル・ハザードと区別されるのが一般的であった。いずれも保険加入が契機とはなるものの、前者は保険金を取得するための故意の事故招致に代表されるように、保険加入により故意・意識的に、事故・損害発生の可能性を高めるハザードを指す。一方、モラル・ハザードは保険加入により注意力が弛緩するなど、不注意・無関心により事故・損害発生の可能性が高まる場合を指す。

この区分に対して、わが国でも経済学の影響をうけ、現在ではモラル・ハザードとモラル・ハザードを区分しない見解が増えてきている。この見解では保険加入を契機として、被保険者側の事故防止に対するインセンティブが変化することに重点をおかれている。

2. 伝統的な見解への批判

この見解に対しては故意の事故招致のような場合と、単なる気の緩みを区別しないことについて異論が投げかけられている。その一方で、伝統的な保険論におけるモラル・ハザードの理解に対しても批判がある。

例えば、被保険者の悪意を強調したモラル・ハザードの定義について、逆選択との異同が曖昧であるとの批判がある（Rowell-Connelly[2012]）。いうまでもな

く逆選択はモラル・ハザードとは異なる問題である。保険料が適切に区分されていない場合に、リスクの高い者とリスクの低い者が同一の保険料である場合、前者ばかりが積極的に保険団体に加入する一方、後者が脱退していくことが逆選択である。

モラル・ハザードが問題となる不正な保険金請求は多様であり、様々な観点から分類されるほどである（月足[2001]，日本損害保険協会[2008]）。その中にはモラル・ハザードの作用と考えることができるものだけでなく、逆選択と捉えるべきものがある。

例えば、最初から保険金詐取事故を目的として保険に加入し、その後に当初の予定通り保険事故を発生させて保険金を詐取する場合がある。このことは、保険金詐取を目的とする極端にリスクの高い者が保険団体に加入することを意味する。放置するならば、結果として当該保険の収支が相等せず、その保険自体を見直さざるをえなくなるということであるから、逆選択の問題と捉える方が妥当であろう。確かに、保険論でいうモラル・ハザードには曖昧な場合があることは否定できない。

3. モラルリスク

さて、モラル・ハザードに対して、保険実務および保険法の分野では保険を巡る不正について、モラルリスクという用法が使用されている。この意味について逆選択とモラル・ハザードの双方を包含する用語と理解する見解がある（生保実務講座[1990]，岡田[2014]）。この見解は、モラル・ハザードおよび一般的な逆選択などの概念を整理する上で有益な視座を提供するものとする。

そこで本報告では、このモラルリスクという用語を軸に、主として人保険を対象としてモラル・ハザードに関わる問題を整理していきたい。

参考文献

岡田太[2014]「保険契約の基礎」下和田功編『はじめて学ぶリスクと保険（第4版）』有斐閣。

生命保険新実務講座編集委員会・財団法人生命保険文化研究所[1990]、『生命保険新実務講座 第二巻 経営管理』有斐閣。

月足一清[2001]『生命保険犯罪』東洋経済新報社

[2008]『わが国における保険金詐欺の実態と研究』日本損害保険協会

David Rowell Luke B. Connelly[2012]“A HISTORY OF THE TERM “MORAL HAZARD” ” The Journal of Risk and Insurance,

Vol. 79, No. 4, 1051-1075.